

一般社団法人日本社会福祉学会 役員職務執行経費取扱規則

2010年4月1日施行

(目的)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会定款第23条第3項(以下「定款」という。)に定められた役員の業務執行経費等については、下記のとおりとする。

(旅費)

第2条 役員が会長または理事会から指示された職務を執行するための旅費交通費については、一般社団法人日本社会福祉学会旅費規程により支給する。

(必要経費)

第3条 職務を執行するための必要経費については、運営委員会の議を経て、会長が承認したとき、弁償できるものとする。なお、会長はこの経費の用途について、理事会に報告しなければならない。

(規則の変更)

第4条 この規則を変更する場合は、理事会の議を経て、社員総会で決定するものとする。

附則

- 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。